

## 医薬品の自己負担の新たな仕組み

令和6年度の診療報酬改定により、令和6年10月1日から、患者様の希望で長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の4分の1に相当する金額を、選定療養費（特別の料金 ※保険の対象外）として患者様にご負担いただく仕組みが始まります。

（長期収載品とは、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品のことです。）

参考：[後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について/厚生労働省](#)